

平成 2 8 年第 2 回定例市議会議案
条例新旧対照表

議案第 37 号	藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について 藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正案	1
議案第 38 号	市税条例等の一部改正について 市税条例の一部改正案（第 1 条関係） 市税条例等の一部を改正する条例の一部改正案（第 2 条関係） 市税条例等の一部を改正する条例の一部改正案（第 3 条関係）	2 20 22
議案第 39 号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案（第 1 条関係） 職員の退職手当に関する条例の一部改正案（第 2 条関係） 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正案（第 3 条関係） 藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正案（第 4 条関係） 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正案（第 5 条関係）	23 24 25 26 27
議案第 40 号	藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案	28
議案第 41 号	藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について 藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー	

	ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正案	30
議案第42号	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案	32
議案第43号	藤井寺市スポーツ推進審議会条例の一部改正について 藤井寺市スポーツ推進審議会条例の一部改正案	35

議案第37号

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年藤井寺市条例第35号） 新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
25 市長	私立幼稚園の就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの	25 市長	私立幼稚園の就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの			生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの			地方税関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの			
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの			

議案第38号

市税条例等の一部改正について

○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(納税証明事項)</p> <p>第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により、<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第32条、第38条、第39条若しくは第42条（第54条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第43条の4第1項（第43条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第44条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条、第70条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第96条第1項若しくは第2項、第100条第2項、第110条第1項又は第117条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、<u>第2号及び第5号</u>において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>第1号から第4号まで</u>に掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により、<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第32条、第38条、第39条若しくは第42条（第54条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第43条の4第1項（第43条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第44条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条、第70条、第83条第2項、第96条第1項若しくは第2項、第100条第2項、第110条第1項又は第117条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>当該各号</u>に掲げる期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第81条の6第1項の申告書、第96条第1項若しくは第2項の申告書、第110条第1項又は第117条第3項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第81条の6第1項の申告書、第96条第1項若しくは第2項の申告書、第110条第1項又は第117条第3項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額</u> 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>第44条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）</u> 当該税額 に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) <u>第44条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）</u> でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日か ら1月を経過する日</p> <p>(法人税割の税率)</p> <p>第22条 法人税割の税率は、<u>100分の8.4</u>とする。</p> <p>(普通徴収に係る個人の市民税の賦課後の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)</p> <p>第35条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の<u>規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第44条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）</u>、第96条第1項若しくは第2項の申告書、第110条第1項又は第117条第3項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第44条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）</u>、第96条第1項若しくは第2項の申告書、第110条第1項又は第117条第3項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間 又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) (略)</p> <p>(法人税割の税率)</p> <p>第22条 法人税割の税率は、<u>100分の12.1</u>とする。</p> <p>(普通徴収に係る個人の市民税の賦課後の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)</p> <p>第35条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の<u>規定によって閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する</u></p>

改正後	改正前
<p>要を認めた場合には、既に第25条第1号ただし書若しくは第2号又は第26条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（<u>以下この条において「不足税額」という。</u>）を追徴する。</p> <p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第32条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p> <p>3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第32条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。</p> <p>4 <u>第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因し</u></p>	<p>必要を認めた場合においては、既に第25条第1号ただし書若しくは第2号又は第26条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（<u>次項において「不足税額」と総称する。</u>）を追徴する。</p> <p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第32条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p> <p>3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第32条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。</p>

改正後	改正前
<p>て変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（施行令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) <u>第32条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</u></p> <p>(2) <u>当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</u></p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したとき</p>

改正後	改正前
<p>書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>5 <u>第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p>(1) <u>当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</u></p> <p>(2) <u>当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間</u></p>	<p>は、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="114 233 226 261"><u>6</u> (略)</p> <p data-bbox="114 293 226 322"><u>7</u> (略)</p> <p data-bbox="152 395 651 424">(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p data-bbox="114 456 275 485">第45条 (略)</p> <p data-bbox="114 517 1108 788">2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、<u>同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。</u>）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p data-bbox="114 820 1108 1331">3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。<u>次項第2号において同じ。</u>）による更正に係るもの）にあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p data-bbox="114 1362 1108 1430"><u>4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税に</u></p>	<p data-bbox="1131 233 1243 261"><u>5</u> (略)</p> <p data-bbox="1131 293 1243 322"><u>6</u> (略)</p> <p data-bbox="1169 395 1668 424">(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p data-bbox="1131 456 1292 485">第45条 (略)</p> <p data-bbox="1131 517 2130 788">2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p data-bbox="1131 820 2130 1331">3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るもの）にあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>

改正後	改正前
<p>ついて同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間</p> <p>（軽自動車税の納税義務者等）</p> <p>第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</p> <p>2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができな</p>	<p>（軽自動車税の納税義務者等）</p> <p>第80条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。</p> <p>2 軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することが</p>

改正後	改正前
<p>い者である場合には、<u>第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等</u>については、これを課さない。</p> <p><u>(軽自動車税のみならず課税)</u></p> <p>第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のため其他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>4 <u>法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</u></p> <p>第81条の2 <u>日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</u></p>	<p>できない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する<u>もの</u>については、これを課さない。</p>

改正後	改正前
<p><u>(環境性能割の課税標準)</u></p> <p>第81条の3 <u>環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の税率)</u></p> <p>第81条の4 <u>次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p>(1) <u>法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p>(2) <u>法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p>(3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p> <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p>第81条の5 <u>環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p>第81条の6 <u>環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p>第81条の7 <u>環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</u></p> <p>2 <u>前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p>3 <u>第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の減免)</u></p> <p>第81条の8 <u>市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第89条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p> <p><u>(種別割の課税免除)</u></p> <p>第81条の9 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(種別割の税率)</u></p> <p>第82条 <u>次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p>	<p><u>(軽自動車税の課税免除)</u></p> <p>第81条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(軽自動車税の税率)</u></p> <p>第82条 <u>軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>軽自動車及び小型特殊自動車</u></p> <p>ア <u>軽自動車</u></p> <p> <u>(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。)</u> 年額 3,600円</p> <p> <u>(イ) 3輪のもの</u> 年額 3,900円</p> <p> <u>(ウ) 4輪以上のもの</u></p> <p> a <u>乗用のもの</u></p> <p> <u>営業用</u> 年額 6,900円</p> <p> <u>自家用</u> 年額 10,800円</p> <p> b <u>貨物用のもの</u></p> <p> <u>営業用</u> 年額 3,800円</p> <p> <u>自家用</u> 年額 5,000円</p> <p>イ <u>小型特殊自動車</u></p> <p> <u>(ア) 農耕作業用のもの</u> 年額 2,400円</p> <p> <u>(イ) その他のもの</u> 年額 5,900円</p> <p>(3) (略)</p> <p>(種別割の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>軽自動車及び小型特殊自動車</u></p> <p>ア <u>軽自動車</u></p> <p> <u>2輪のもの(側車付のものを含む。)</u> 年額 3,600円</p> <p> <u>3輪のもの</u> 年額 3,900円</p> <p> <u>4輪以上のもの</u></p> <p> <u>乗用のもの</u></p> <p> <u>営業用</u> 年額 6,900円</p> <p> <u>自家用</u> 年額 10,800円</p> <p> <u>貨物用のもの</u></p> <p> <u>営業用</u> 年額 3,800円</p> <p> <u>自家用</u> 年額 5,000円</p> <p>イ <u>小型特殊自動車</u></p> <p> <u>農耕作業用のもの</u> 年額 2,400円</p> <p> <u>その他のもの</u> 年額 5,900円</p> <p>(3) (略)</p> <p>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p>

改正後	改正前
<p>3 (略)</p> <p>(種別割の徴収方法)</p> <p>第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(種別割に関する申告又は報告)</p> <p>第86条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>第81条第1項</u>に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、市長の定めるところにより、当該請求のあつた日から15日以内に、市長に対し、次の各号に掲げる事項</p>	<p>3 (略)</p> <p>(軽自動車税の徴収方法)</p> <p>第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(軽自動車税に関する申告又は報告)</p> <p>第86条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>第80条第2項</u>に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、市長の定めるところにより、当該請求のあつた日から15日以内に、市長に対し、次の各号に掲げる事項</p>

改正後	改正前
<p>を報告しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(種別割に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第87条 軽自動車等の所有者等又は第81条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第88条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等で、必要があると認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等で、必要があると認めるもの（1台に限る。ただし、第3号に該当する軽自動車等を除く。）に対しては、種別</p>	<p>を報告しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第87条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第88条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等で、必要があると認めるものに対しては、軽自動車税を減免することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等で、必要があると認めるもの（1台に限る。ただし、第3号に該当する軽自動車等を除く。）に対しては、軽自</p>

改正後	改正前
<p>割を減免する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項第1号又は第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。）又は同項第1号の精神に障害を有する者であることを証する規則で定める書面（以下この項において「身体障害者手帳等」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 第1項第3号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合は、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、そ</p>	<p>動車税を減免することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項第1号又は第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。）又は同項第1号の精神に障害を有する者であることを証する規則で定める書面（以下本項において「身体障害者手帳等」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 第1項第3号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合は、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>2 法第443条第1項若しくは第81条第2号又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は</p>

改正後	改正前
<p>の主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が<u>法第445条</u>若しくは<u>第81条の2</u>又は<u>第80条第3項</u>ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</u></p> <p>第3条の3 <u>平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p>	<p>使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が<u>法第443条第1項</u>若しくは<u>第81条第2号</u>又は<u>第80条第3項</u>ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>

改正後

改正前

第7条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第7条の5 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第7条の6 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第7条の7 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第7条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

改正後	改正前																																																
<p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第8条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最<u>初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定</u>（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる<u>同条の規定</u>中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="114 692 1084 903"> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ)a</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ)b</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に<u>掲げる</u>3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に<u>限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定</u>中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="114 1150 1084 1361"> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ)a</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ)b</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table> <p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に<u>掲げる</u>法第446条第1項第3号に規定する</p>	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円	<p>（軽自動車税の税率の特例）</p> <p>第8条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初<u>めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定</u>（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1131 692 2107 903"> <tr> <td rowspan="5">第82条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に<u>規定する</u>3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に<u>限り、次の表の左欄に掲げる規定</u>中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1131 1150 2107 1361"> <tr> <td rowspan="5">第82条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table> <p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に<u>規定する</u>3輪以上の軽自動車（ガソリンを</p>	第82条第2号ア	3,900円	4,600円	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	第82条第2号ア	3,900円	1,000円	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																																															
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円																																															
	10,800円	12,900円																																															
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円																																															
	5,000円	6,000円																																															
第2号ア(イ)	3,900円	1,000円																																															
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円																																															
	10,800円	2,700円																																															
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円																																															
	5,000円	1,300円																																															
第82条第2号ア	3,900円	4,600円																																															
	6,900円	8,200円																																															
	10,800円	12,900円																																															
	3,800円	4,500円																																															
	5,000円	6,000円																																															
第82条第2号ア	3,900円	1,000円																																															
	6,900円	1,800円																																															
	10,800円	2,700円																																															
	3,800円	1,000円																																															
	5,000円	1,300円																																															

改正後			改正前		
<p>ガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車 が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合 には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規 定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの 間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次 の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句とする。</p>		
第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第82条第2号ア	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円		6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円		10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円		3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円		5,000円	2,500円
<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上の もの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用につい ては、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄 に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 とする。</p>			<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定 の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動 車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場 合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	第82条第2号ア	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円		6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円		10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円		3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円		5,000円	3,800円

○市税条例等の一部を改正する条例（平成26年藤井寺市条例第9号） 新旧対照表
（第2条関係）

改正後			改正前		
附 則			附 則		
<p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る市税条例第82条及び附則第8条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第8条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円	新条例第82条第2項ア	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(イ)a	6,900円	5,500円	新条例第82条第2項ア	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
第82条第2号ア(イ)b	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
附則第8条第1項	第82条	市税条例等の一部を改正する条例（平成26年藤井寺市条例第9号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条	新条例附則第8条第1項の表以外の部分	第82条	市税条例等の一部を改正する条例（平成26年藤井寺市条例第9号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第8条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)	新条例附則第8条第1項の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
附則第8条第1項の表第2号ア(イ)aの項	第2号ア(イ)a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第		6,900円	5,500円
				10,800円	7,200円
			3,800円	3,000円	

改正後			改正前		
		2号ア(㊦) a		5,000円	4,000円
	6,900円	5,500円			
	10,800円	7,200円			
附則第8条第1項の表第2号ア(㊦) bの項	第2号ア(㊦) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(㊦) b			
		3,800円		3,000円	
		5,000円		4,000円	

○市税条例等の一部を改正する条例（平成27年藤井寺市条例第27号） 新旧対照表
（第3条関係）

改正後			改正前		
<p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、<u>市税条例第10条、第96条第4項及び第5項、第98条の2並びに第99条の規定を適用する。</u>この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>同条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、<u>新条例第10条、第96条第4項及び第5項、第98条の2並びに第99条の規定を適用する。</u>この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
略			略		
第10条第3号	<u>第81条の6第1項の申告書、第96条第1項若しくは第2項の申告書又は第110条第1項の申告書</u> でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限	第10条第3号	<u>第44条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）</u> 、 <u>第96条第1項若しくは第2項の申告書又は第110条第1項の申告書</u> でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
略			略		
8～14 略			8～14 略		

議案第39号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

○職員の退職手当に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第22号） 新旧対照表
（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員及び単純な労務に雇用される一般職の職員を除く。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員及び単純な労務に雇用される一般職の職員を除く。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表
（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

○藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年藤井寺市条例第10号） 新旧対照表
 （第4条関係）

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>職員の人事評価の状況</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>職員の退職管理の状況</u></p> <p>(9) <u>職員の研修の状況</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号） 新旧対照表
 （第5条）

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

議案第40号

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(運営規程)</p> <p>第61条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第61条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第61条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第61条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>
<p>(従業者の員数等)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>

改正後			改正前		
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着型通所介護事業所</u> 、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師
7～13 (略)			7～13 (略)		

議案第41号

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第20号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(地域との連携等)</p> <p>第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を<u>聴く</u>機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を<u>聞く</u>機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(従業者の員数等)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>

改正後			改正前		
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師
<p>(準用)</p> <p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条、第40条（第5項を除く。）、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>			<p>(準用)</p> <p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条、第40条、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>		

議案第42号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表

改正後			改正前		
<p>(設備の基準)</p> <p>第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>			<p>(設備の基準)</p> <p>第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
(略)			(略)		
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合に		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合に

改正後		改正前	
	<p>においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。</u></p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>		<p>においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる<u>と認められるものに限る。</u>）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。</u></p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
ウ～ク (略)		ウ～ク (略)	
附 則		附 則	
1～5 (略)		1～5 (略)	
(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)			
<p>6 <u>保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</u></p>			
(保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)			
7 <u>前項の事情に鑑み、当分の間、第45条第2項に規定する保育士の数の算定について</u>			

改正後	改正前
<p><u>は、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。</u></p> <p><u>8 附則第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所型事業所内保育事業所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所型事業所内保育事業所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</u></p> <p><u>9 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第45条第2項により算定される数をいう。）の3分の2以上置かなければならない。</u></p>	

議案第43号

藤井寺市スポーツ推進審議会条例の一部改正について

○藤井寺市スポーツ推進審議会条例（平成24年藤井寺市条例第14号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長の意見を聴いて教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 公募により選出された者</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長の意見を聴いて教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>